



島根県報

令和8年8月12日（水）

第 7 4 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中 小 企 業 課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の (") 3
- 変更の届出

【公 告】

- 公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

【特定調達公告】

- 島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 4

告 示

島根県告示第473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）ドラッグコスモス西津田店 島根県松江市西津田1丁目420-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年4月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,433平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

店舗建物1階ピロティ及び敷地北東側 48台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗建物1階ピロティ 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物南西側 27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内南西側 9.0立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

（開店時刻） 午前9時

（閉店時刻） 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

店舗敷地南側 1か所

店舗敷地北側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和8年7月31日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー安来店 島根県安来市飯島町字藤木388番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

（変更後）大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号

(4) 変更の年月日

令和8年5月11日

2 届出年月日

令和8年7月31日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部定住産業課（安来市安来町878番地2）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年7月27日から令和9年3月26日まで
- 3 作業地域
浜田市黒川町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年8月12日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借 1,256台
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
なお、本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2242、2243）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年8月20日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和8年8月20日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年8月20日（木）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年9月7日（月）午前9時から同月8日（火）午後4時まで（同月7日午後5時から同月8日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年9月8日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年9月8日（火）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月9日（水）午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第2小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Laptop Computer for the Shimane Prefectural Police Information Network, 1,256 units
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. September 7, 2026 to 4 : 00 p.m. September 8, 2026
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. September 8, 2026
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. September 8, 2026)
- (4) Date and time of bid opening : 11 : 00 a.m. September 9, 2026
- (5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510, Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2242 or 2243)